

Q6. 貸付金の口座引落しに関すること

Q1. 本人以外の口座からの引落しはできますか。

A1. 原則、借受人名義の口座からの引き落としとなります。

Q2. 償還のための銀行口座はどのように登録しますか。

A2. 預金口座振替依頼書をご提出ください。

※預金口座振替依頼書が必要な方は、茨城県社協までご連絡ください。

なお、振替登録までに約3か月程度かかります。

Q3. 引落日に口座にお金がなかったのですが、どうすればいいですか。

A3. 引落しができなかった場合は、コンビニで利用できる払込票をお送りしますので、そちらでお支払いください。

Q4. 償還金の毎月の引き落とし日はいつですか。

A4. 茨城県内に本店がある金融機関は、25日、それ以外の金融機関は、12日が引き落とし予定日です。(引き落とし日が土、日、祝の場合は翌営業日となります。)